

鳥栖市告示第 3 7 号

鳥栖市住民基本台帳の閲覧等に関する事務取扱要綱（平成 1 6 年告示第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 5 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
様式第 7 号 略 ● 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行ってください。 略	様式第 7 号 略 ● 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行ってください。 ● <u>申出の内容に虚偽の内容が含まれていることが判明した場合、支援措置を終了することがあります。</u> 略

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。